

郵便におけるユニバーサルサービス確保の在り方等に関する調査研究会第4回及び
ユニバーサルサービスワーキンググループ第9回合同部会 議事概要（案）

1 日時 平成21年6月16日（火） 17:00～19:00

2 場所 総務省共用会議室1（合同庁舎2号館10階）

3 出席者

(1) 構成員（五十音順、敬称略）

井手 秀樹（座長）、関口 博正、辻 正次、東海 幹夫、三村 優美子、山下 東子

(2) 発表者

CAPEC（氏家会長）

(3) 総務省

近藤国際企画室長、神山信書便事業課長、藤江調査官

4 議事

EMSに関するヒアリング（CAPEC）

5 議事概要（日英の逐次通訳）

※ CAPECより配布資料に沿って説明、以下質疑応答概要。

構成員： P6の価格比較表によると郵便事業会社とCAPECの価格にだいぶ差があるが、本当にこんなにあるものなのか。EMSのシェアは18%程度との説明があったが、これほどの価格の差が本当にあれば郵便事業会社のシェアが100%となってもおかしくないのでは。

CAPEC： EMSは仕向け地が少なく、CAPECは色々な路線をカバーしている。（EMSは120カ国（資料P6）CAPECはそれ以上）カバーできる領域の違いから、表のような料金差額がある。

構成員： 料金の差というのは、サービスレベルの違いを表している差だということか。

CAPEC： 先方（郵便事業会社）がどう考えているか分かりかねるが、一般論としては、価格とサービスは組み合っていて、サービスが劣っている場合、価格で補おうとする。しかし、EMSのサービス内容は強化されており、CAPECにおける提供内容に近くなってきている。

構成員： EMSを郵便のユニバーサルサービスの対象からはずすようにという主張であるが、その郵便のユニバーサルサービスの定義についてはどのような考えをお持ちか。

CAPEC : CAPECとしては、ユニバーサルサービスの定義は持っていない。

構成員 : 主張のひとつとして、EMSはユニバーサルサービスから外すことをおっしゃっていたため、何かしら念頭においている定義があるのではないかと考えていた。

CAPEC : EMSはユニバーサルサービスの対象として恩恵をうけている。UPU条約からみても、EMSは義務的サービスではないし、多くの国ではユニバーサルサービスではないと整理している。

構成員 : CAPECが指摘しているポイントは、ユニバーサルサービスの定義自体というより、競争上のイコールフットイングの確保と理解してよいか。

CAPEC : その通り。対等の競争条件であって欲しいが、関係機関からは「EMSはユニバーサルサービスであるから」との説明を聞くことが多いので、ユニバーサルサービスに言及したまで。

構成員 : P14のCAPECの提案について、対等の競争条件を求めているというよりも、自分たちの置かれた状況を改善してほしいというビジネス上の希望のように聞こえる。

CAPEC : 現状の改善を求めることが主眼ではなく、あくまでも、同等の処遇にして欲しいということを求めている。

構成員 : 例えば、イコールフットイングであれば、サービスレベルが後退する形でもいいのか。

CAPEC : CAPECとしては、公平かつ平等を求めるが、もちろんサービスの後退を望むものではないことは分かっていたかと思う。

構成員 : P6中「市場での値引きの実態については不明」とあるが、EMSは郵便法に基づき提供されてサービスであるため、ボリュームに基づく値引きはあってもすべて料金は公開されており、相対の値引きはない。逆に、CAPECは相対取引によりいくらでも値引きができるのではないかと。P6の表はあくまで定価の話。

CAPEC : 確かにおっしゃる通りだが、相対取引を行う場合もあくまでもコストを考慮して、どれだけ割引できるかということを考えている。

構成員 : 相対取引でない情報ということで、EMSの方が正しい情報を出しているのでは。

CAPEC : 我々としては、郵便事業会社が有するインフラネットワークや車両がEMSに使われていることによって、料金が低く抑えられていることに着目している。

構成員 : P6下の黄色部分の郵便事業会社とCAPECの定価の価格比較については、料金の話であって、コストとの関係性が切れている。この表はミスリーディングではないか。

構成員：すべての仕向け地でP6の価格表に示されているような差があるのか。

CAPEC：40～60%ほどの価格差があると考えているが、これは重量にもよる。

構成員：CAPECの中の相対価格によるディスカウントはどの程度か。

CAPEC：その類の話は、公表していない。また、独禁法との関係で、同業者のいる前ではコメントできない。

構成員：郵便と一般事業者がイコールとなった場合、「ビジネス利用」という大きな市場を取ろうとし、個人へのサービスがおろそかになる、あるいは過疎地が切り捨てられる懸念がある。ユニバーサルサービス義務として、国民全員が受け入れられるものも必要、というのも一つの考えではないか。

CAPEC：BtoBがメインの市場であることは指摘どおりである。ただ、CAPEC各社のサービスはそれぞれ地域ネットワークを結んでいるためBtoBやCtoCに関係なくサービスを提供している。きちんと調査してもらえば、都市部に偏っていないことがわかってもらえる。

構成員：配達物の収集については、CAPECでなにか対策を取っているのか。

CAPEC：お客様からの電話で時間を指定もらえればピックアップに行く。配送については、通販等の増加により、BtoCが増え、全国でデリバリーを行っている。

構成員：地域によって、その日にピックアップまたは次の日に等、ピックアップ時間にずれがあるのか。

CAPEC：どの会社でも差はあるかと思う。

構成員：内部相互補助について、CAPECの主張は、郵便事業会社がEMS料金を低くすることで他の種類の郵便物差出人がその分のコストを負担しているということか。

CAPEC：郵便事業会社はEMSの売上によって、どれだけのネットワーク運営コストを負担しているのかははっきりしない。一つの例はITインフラ。郵便事業会社では、EMS独自のシステムを使っているのか、他の郵便業務と共有しているのか分からず、コスト負担割合もわからない。

構成員：国内郵便の利用者がEMSのコストも負担しているということか。

CAPEC：そこまでは言っていない。透明性の欠如を問題視している。

CAPEC：これまでEMSがユニバーサルサービスに分類されているのはそれなりの理由があるのであろう。ただ、ここで問題としているのは、民間同士では競争をしてより良いサービスを作りだしてきたのにもかかわらず、EMSは同等のサービ

スにも関わらず、CAPEC側は不平等な状況におかれている。同じ条件下で競争してほしいということである。

構成員：現在のコスト配賦について、郵便業務にかかる費用は、第一種から第四種までの郵便物と国際郵便物及び小包に正しく配賦されているという認識。さらにEMSを取り出して検討しろということなのか。あと、P7にあるCAPECから郵便事業会社への情報開示要求だが、郵便事業会社にとっては、これらのデータを出すことにより競争上不利益になることから、開示できないであろう。また、P13で記載がある「中立の委員会を設置する」ことについてだが、ここで郵便事業会社とCAPECがP7に記載されている情報をお互いに出し合うことについては積極的に考えているのか。

CAPEC：独立・中立の機関であれば公開する方向で考えている。

構成員：その機関は総務省ではないのか。

CAPEC：省庁をはずれた機関、例としては公正取引委員会が候補として挙げられる。CAPECとしては、事実関係をはっきりさせたい。郵便事業会社は個人顧客に対してもサービスを行っていると主張しているが、CAPECとしては、提供市場は重複しているのではないかと考えているため、事実関係を独立・中立的な機関に把握してもらいたい。

構成員：郵便事業会社はずっと前からEMSを提供していたが、そうした競争認識も以前からずっと持っていたのか。

CAPEC：通関手続などは昔から話題にはのぼっていたが、最近特にEMSの拡大強化の方向性がはっきりし、内容も一般事業者サービスと同等になってきていることから、より強く問題視するようになった。

構成員：EMSをユニバーサルサービスとして残していくことを前提とした場合、どのようなサービスであればいいと考えるのか。EMSはやめろという主張か。

CAPEC：EMSはなくしてほしいという主張ではなく、あくまでもイコールの状況で競争したいと考えている。EMSの市場がかぶっていないという事実が示されれば、別の対応の道も開けると思う。

構成員：EMSのサービス水準がCAPECの商品サービス水準と同じになる事自体は問題がないのか。

CAPEC：問題はない。

構成員：当初BtoBでやってきたネットワークとCtoCでやってきているネットワークではコスト構造が異なるのではないのか。

CAPEC：異なる可能性はある。EMSと一般事業者が同一市場を対象としてサービスを行っているのか、データで知りたい。そして、同じであればイコールフットィングを維持して競争したいと考えている。独自に調査を行ったわけではないが、各社の日々の活動から取ったデータ等から、おそらくEMSとCAPEC商品は同一市場で競合していると考え。当事者であるCAPECと郵便事業会社が相互に意見を言い合っても結論は出ないであろうから、中立的な委員会で検討をやってほしいということ。

構成員：通関方式の違いに係る、価格の差はいくらくらいなのか。

CAPEC：各社の代表が集まっているため、その情報は開示できない。

構成員：中立の機関について、公正取引委員会は訴訟を受け付ける立場なので、公正取引委員会に話を持って行けば立証責任はCAPECにあることになる。ご提案の中立的な委員会としては総務省か、もしくは新しい機関ということか。

CAPEC：先生方の助言がいただければありがたい。

構成員：他にご質問がなければ、これで終わります。

事務局：事務局からはプレゼン資料の内容についてコメントすることはしないが、1点だけ指摘させていただきたい。P10にWCOの京都議定書付属書J2に言及があるが、日本はこれを批准していない。

(以上)